

別紙 1

福島県予防接種広報委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

各種広報媒体を活用し、予防接種（定期接種）の接種対象者及びその保護者世代等に向けて予防接種に関する情報を効果的に発信することにより、予防接種の有効性や必要性等についての理解促進及び接種の推進を図ることを当業務の目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
福島県予防接種広報委託業務
- (2) 業務内容
別紙仕様書（案）のとおり
- (3) 委託料の上限額
1, 500千円（消費税及び地方消費税込み）
- (4) 委託業務期間
契約締結日から令和7年3月21日（金）までの期間

3 スケジュール

項目	日程
質問書の提出期限	令和6年4月3日（水）午後5時
質問書への回答	令和6年4月4日（木）
参加表明書提出期限	令和6年4月5日（金）午後5時
参加資格の確認通知	令和6年4月9日（火）
企画提案書等提出期限	令和6年4月12日（金）午後5時
審査の結果通知	令和6年4月19日（金）予定
本見積書の提出	令和6年4月下旬 予定
契約締結	令和6年4月下旬 予定

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の

決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

5 募集要領等の入手方法

募集要領及び提出書類等の様式については、福島県保健福祉部のホームページからダウンロードして入手すること。なお、感染症対策課窓口又は郵送等での配付は行わない。

6 質問の受付

本企画プロポーザルに関する質問は、以下により受け付ける。

なお、本企画プロポーザルに関する説明会は実施しない。

(1) 受付期限

令和6年4月3日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

質問書(第1号様式)により、持参、郵便、電子メール又はファックスで福島県感染症対策課へ提出すること。(電話による質問は受け付けない。)

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位、その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和6年4月4日(木)までに福島県感染症対策課のホームページに掲載する。

7 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。
なお、期限までに提出がなかった者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限

令和6年4月5日（金）午後5時まで【必着】

(2) 提出方法

参加表明書（第2号様式）を持参、郵便、電子メール又はファックスにより
福島県感染症対策課へ提出すること。

なお、持参以外の方法により提出した場合は、電話により到達の確認を行う
こと。

(3) 県から参加表明書提出者に対する参加資格の確認通知

令和6年4月9日（火）

8 企画提案書等の提出

上記7による参加資格の確認通知を受け、参加資格を有すると認められた者は、以下
により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年4月12日（金）午後5時まで【必着】

(2) 提出書類

- 会社等概要（第3号様式）
- 提案課題に対する企画提案書（A4版、任意様式）
- 企画提案のアピールポイント（A4版1枚、任意様式）
- 類似業務に係る主な受託実績（A4版、任意様式）
- 費用見積書（消費税及び地方消費税込み）（A4版、任意様式）

(3) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(4) 提出方法

持参又は郵便により、福島県感染症対策課へ提出すること。（電子媒体による
提出は受け付けない。）

9 提出上の注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかに該当する場合、その企画提案書は失格又は無効とする。

- ア 本実施要領で示す条件に違反した場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ウ 同一の提案者が複数の企画提案書を提出した場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(2) 費用負担

提出書類の作成及び提出に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

(3) その他

ア 参加表明書の提出をもって、本実施要領の内容を承諾したものとみなす。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 提出書類は提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

オ 提出された企画提案書等に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しない。

10 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

別途設置するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が書面審査により、企画提案の内容を総合的に評価し、本業務の最優秀企画提案者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査基準及び配点

別紙「福島県予防接種広報委託業務」公募型プロポーザル審査基準による。

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果は、本プロポーザルの参加者全員に通知する。

イ 最優秀企画提案者に選定されなかった者は、その通知の日の翌日から起算して2週間（土、日曜日及び祝日を除く。）以内に選定されなかった理由の説明を福島県感染症対策課に書面により求めることができる。

ウ 上記イに係る回答は、書面が到達した日から起算して14日以内に行う。

なお、回答の内容は「請求者及び最優秀企画提案者の企業名と審査時の評点結果」とする。

11 契約の締結等

(1) 仕様協議

県と委託候補者（単独随意契約の予定者）は、企画提案書を基本として委託契約に係る仕様書の内容を協議する。なお、県は、委託料の上限額の範囲内で企画提案の内容について変更を求めることができることとする。

(2) 契約手続き

県は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認

して契約を締結し、契約書を取り交わす。なお、この手続きに参加した者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は本業務の目的達成のために必要と認められる協議を行い、その協議が整わなかった場合は、審査結果で次点だった事業者と契約の協議を行う。

(3) 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

12 問合せ先及び関係書類の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

福島県保健福祉部感染症対策課（担当：橋本、田中）

電話：024-521-7238

FAX：024-521-8659

E-mail：kansen@pref.fukushima.lg.jp

「福島県予防接種広報委託業務」公募型プロポーザル審査基準

1 審査方法

(1) 審査委員ごとの採点・順位付け

公募型プロポーザルの参加者から提出された企画提案書について、複数の審査委員が以下の審査表による採点を行い、審査委員ごとに参加者の順位を決定する。

(2) 全体の順位付け

各審査委員による参加者の順位をもとに、審査員全体の平均順位を算出し、値が小さい順に優秀な企画提案を行った参加者とする。なお、順位の平均値が同数の場合は、各審査委員の採点を合計した値の大きさを順位で決定する。

(3) 選定基準点

審査の結果、審査委員全体の平均点が60点を下回る企画提案を行った参加者については、委託候補者に選定しないものとする。

(4) 委託候補者の決定

以上(1)～(3)の方法により、順位が最も高かった者を委託候補者(単独随意契約の予定者)に決定する。

2 審査表

(1) 採点基準

「5」: 優れている

「4」: やや優れている

「3」: 普通

「2」: やや劣っている

「1」: 劣っている

(2) 審査表

審査項目	審査基準	採点	加点率	配点
実施能力	○業務を円滑かつ効果的に実施できる体制であるか。	1～5	×3	15
	○本業務と類似の業務の受注実績があるか。			
	○提案内容に係る業務経費は適正(現実的)か。			
企画力	○ターゲットの年齢層を捉えた効果的な広報媒体の活用や広報手法が提案されているか	1～5	×7	35
	○市町村が連携しやすく、かつ効果的な広報展開の方法が提案されているか	1～5	×7	35
活用可能性	○継続的に広報を行うにあたり、本業務による成果品をどのように活用できるか	1～5	×2	10
独自提案	○仕様書に記載の項目以外に本業務の効果を更に高める独自の提案があるか。	1～5	×1	5

【総得点 100点満点】